

富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成27年12月7日

時 間：原発特別委員会終了後

富岡町郡山事務所 桑野分室

開 議 午後零時59分

出席議員（14名）

議長	塚野芳美君	1番	山本育男君
2番	堀本典明君	3番	早川恒久君
4番	遠藤一善君	5番	安藤正純君
6番	宇佐神幸一君	7番	渡辺光夫君
8番	渡辺英博君	9番	高野泰君
10番	黒沢英男君	11番	高橋実君
12番	渡辺三男君	13番	三瓶一郎君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長	宮本皓一君
副町長	齊藤紀明君
教育長	石井賢一君
参事官兼会計事務課長	齊藤真一君
総務課長	伏見克彦君
人事課長	滝沢一美君
企画課長	林紀夫君
税務課長	三瓶雅弘君
参事官兼健康福祉課長	猪狩隆君
住民課長	植杉昭弘君
参事官兼安全対策課長	横須賀幸一君
参事官兼農業委員会事務局長	阿久津守雄君

復興推進課長	深	谷	高	俊	君
復旧課長	三	瓶	清	一	君
参考事	郡	山	泰	明	君
教育総務課長	石	井	和	弘	君
いわき支所長	渡	辺	弘	道	君
参考事 大玉出張所長	三	瓶	保	重	君
参考事 生活支援課長	林		志	信	君
拠点整備課長	竹	原	信	也	君
総務課長補佐	遠	藤	博	生	君
企画課長補佐	原	田	徳	仁	君
産業振興課課長 補佐	猪	狩		力	君
住民課課長補佐	斎	藤	一	宏	君
健康福祉課長 補佐	佐	藤	邦	春	君
企画課 主幹兼課長補佐	本	宮	幸	治	君
まちづくり係長	佐々木		邦	浩	君
総務係長	堀	川	新	一	君

職務のための出席者

参考事 事務局事務長	佐	藤	臣	克
議会事務局 庶務係長	大	和	田	豊

付議事件

1. 12月定例会提出議案

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

(2) 富岡町個人番号カードの利用に関する条例

2. その他

(1) 富岡町災害公営住宅整備事業（第1期分）

(2) 富岡町立仮設診療所整備計画

(3) その他

開 会 (午後 零時59分)

○議長（塚野芳美君） 午前に引き続きまして、お疲れさまです。ただいまより富岡町議会全員協議会を開催いたします。

出席議員は全員であります。欠席議員はありません。説明のための出席者は、町長、副町長、教育長ほか、関係課長等であります。職務のための出席者は、議会事務局長及び係長であります。

付議事件に入る前に、町長より招集の理由とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（宮本皓一君） 議員の皆様には、引き続き全員協議会にご出席いただき、まことにありがとうございます。

全員協議会に先立ちまして、エコテッククリーンセンターを活用した指定廃棄物の埋め立て処分場の件について申し上げます。平成25年12月、国から処分場の活用要請がありましてからこれまで2年間にわたり、施設の必要性を認識しつつ、町民の皆様が抱く多くの懸念を払拭するため、議会とともにさらなる対応策を国に求めるなど、この困難な課題に真剣に向き合ってまいりました。これらの結果として、施設の国有化を初め、複数の追加安全対策、風評被害対策、中長期の展開を視野に入れた施設振興策などの対策が新たに示されたものと受けとめており、この間議会の取り組みに改めて敬意を表するものであります。もとよりこの施設は迷惑施設であります、私としてはこの未曾有の複合災害を克服し、ふるさとの一日も早い復興を確実に進めるため、福島県知事及び檜葉町長との協議を踏まえ、処分場活用の容認を決断いたしました。容認に当たっては、国による地元への丁寧な対応はもとより、両町の実情に応じた交付金の自由度の確保、国及び県が両町の早期復興に向け、最大限取り組むことなどを強く申し入れました。また、容認を伝える際、環境大臣、復興大臣に対しましては、町民は生まれ育ったふるさとの再生と早期復興を願い、日々汗を流しています。町民は、子や孫たちに自慢のふるさとをしっかりと引き継がなければならないという使命感があります。このたびの私の決断は、国がこうした町民の思いを全身で受けとめ、安全、安心の確保や地域振興策などに責任を持って対応し、結果を積み重ねるよう申し入れた上での苦渋の決断であり、決して忘れることのないように改めて強く申し入れたところでございます。今後とも本件につきましては、あくまでも丁寧な対応を心がけるよう国に求めてまいりますので、議員の皆様のご理解をお願いいたします。

なお、お手元には、私から町民の皆様に向けたメッセージをお配りしております。町のホームページにも掲載しているほか、今月配布の町報、町広報紙、お知らせ版にも同封することとしておりますので、ご参照くださいますようお願ひいたします。

さて、本日の全員協議会の案件は、12月定例議会の提案に先立ち、条例の新規制定案件2件についてであります。

平成28年1月から社会保障、税、災害対策の手続においてマイナンバーの利用が開始されるに当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利

用に関する条例について及び富岡町個人番号カードの利用に関する条例についての2条例を新規に制定するものであります。

その他といたしましては、第2次復興計画において復興拠点として位置づけた曲田地区内に整備する富岡町災害公営住宅整備事業（第1期分）及び富岡町立仮設診療所整備計画について、それぞれ事業の進捗状況をご説明するものであります。

詳しくは担当課長より説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） それでは、付議事件に入ります。

1、12月定例会提出議案、（1）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例についての件を議題といたします。説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） それでは、全員協議会資料1に基づきまして、ご説明を差し上げたいと思います。座って説明をさせていただきます。

それでは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

初めに、全員協議会資料1の2ページをごらんください。1、マイナンバー制度の概要についてであります。本年10月から住民票を持つ全ての住民に12桁の個人番号が付番、そして通知され、平成28年1月から社会保障、税、災害対策の行政手続においてマイナンバーを利用することとし、マイナンバー制度がスタートすることは、既にご承知のとおりでございます。

2番のマイナンバーの利用範囲につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法第9条においてここにありますように規定をされております。（1）、法別表第1に掲げる主体が同表に掲げる事務において利用する場合（第1項）となっております。番号法において事務の種類及び提供される個人情報の種類を法律上明記することにより、個人番号の利用範囲を明らかにしております。別表第1では、98の事務が挙げられておりまして、そのうち市町村長が主体となる事務としては10事務、10の事務がございます。具体的な例を申し上げますと、児童福祉法による障がい児通所給付費、特例障がい児通所給付費など、主務省令に定めのあるものあるいは災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令に定めのあるものというような規定がなされております。（2）番の地方公共団体が条例で定める事務において利用する場合（第2項）でございますが、法律において具体的に事務を特定することが困難であり、別表第1への記載にはなじまないため、別途規定を設けることで、具体的には今回の社会保障・税番号制度が当面社会保障、税及び防災の分野を中心としていることを踏まえ、地方公共団体において実施しているこれらと類似する事務について条例で定めることにより利用可能というようなものでございます。（3）でございますが、法令または条例に基づき、申請や窓口での届け出、そういう事務処理

の際に、どうしても他人の個人番号を職員が扱うことになります。これら個人番号関係事務実施者が個人番号を利用できるようにするための条例制定ということになってございます。また、法第19条においては、同条各号に掲げられた場合を除き、特定個人情報の提供を制限しており、同一地方公共団体内の他機関への特定個人情報を提供する場合は、同条第9号に基づく条例を制定する必要があるということになっております。同一地方公共団体の他機関ということにつきましては、町長、それから教育委員会、町長部局と教育委員会部局それぞれに情報の提供を行うというような場合には条例を定める必要があるということになっております。

3、条例制定の必要性については、2で説明しましたとおり、法第9条第2項及び第19条第9号の規定により、次の場合地方公共団体において条例制定が必要になるということでございます。(1)、法別表第1に掲げられていない事務において個人番号を利用する場合(独自利用)でございますが、法別表第1では先ほど申し上げましたように98の事務がありまして、うち市町村長が主体で行うものが10ということでございましたが、社会保障、税、防災に関する事務で法別表第1に掲げられていない事務につきましては、府内での連携することによって町民の利便性の向上や行政事務の効率化につながると考えられるものについては町条例で個別に規定する必要があるということでございます。ただし、下の米の1にありますように、今後の動向を見てこの部分については段階的に取り組むということにしております。(2)、同一機関内で特定個人情報の授受を行う場合(府内連携)ということで、マイナンバー法においては、この情報連携による特定個人情報の利用は、複数の事務をまたがって行うことは想定されておりません。あくまで番号法上で規定された特定の事務において利用することのみが認められております。そのため、1つの事務を処理するために利用する特定個人情報を府内の他の事務処理のために利用する、そのためには個々で条例に制定する必要があるということでございます。(3)、同一地方公共団体内の他機関への特定個人情報の提供ということで、先ほども申しましたように番号法第19条第9号において、条例を定めることで、必要な限度で同じ地方公共団体内部の他機関、町長部局、教育委員会部局ということになりますが、への特定個人情報の提供が認められるということでの条例の制定ということになりますが、この部分につきましても今後の状況を見ながら判断ということになってございます。今回の訂正では、3番の(2)の同一機関内で特定個人情報の授受を行う場合、それから2の(3)になりますが、個人番号関係事務実施者が個人番号関係の事務において利用する場合の2点を規定する内容となっております。

次のページにイメージということで示してございますが、本条例に基づく町の機関内での情報連携ということで、例としましては国民健康保険に関する事務処理をするに当たり、地方税に関する事務において保有、管理する特定個人情報を利用する場合、現在の法律上はこの矢印の部分がバッテンといいますか、行えないことになっておりますが、条例を制定することで税部門から国保部門に情報の提供ができるというような改正となってございます。

それでは、1ページに参りまして、条文のほうをごらんいただきたいと思います。行政手続における

る特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例、（趣旨）、第1条でございますが、法律第9条第2項には、法と同様の趣旨において地方公共団体が条例で規定することによって個人番号を利用できるという旨が規定されておりまして、この規定に基づいて法に規定のない個人番号の利用について条例を定めるものということで趣旨を定めております。

第2条、定義でございますが、この条例で用いる用語の定義を定めております。第1号の法第2条第5項に規定する個人番号とは、番号法に基づき、住民票を有する全ての方に付番される12桁の番号のことをいいます。第2号の法第2条第8項に規定する特定個人情報とは、個人番号を含む住所、氏名、生年月日等個人情報のことをいいます。第3号の法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部または一部の委託を受けた者をいいます。第4号、法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムとは、個人番号と関連づけられた個人情報を関係行政機関の間でやりとりするためのコンピューターネットワークによる情報システムであります、番号法の21条の規定に基づいて総務大臣が設置、管理するものでございます。

第3条、町の責務でございます。個人番号は個人識別性が非常に高いため、通常の個人情報よりもさらに厳格な管理を必要とします。本条では、町の責務として適正な取り扱いに必要な措置を講ずる義務があることを規定しています。その上で、後段で国民にとって利便性の高い社会の実現を図るものというふうに規定をしております。

第4条、個人番号の利用範囲でございます。第1項では、町長または教育委員会が情報連携を行う事務を法別表第2の第2項第2欄に掲げる事務というふうに規定をしております。第2項では、番号法別表第2には他の機関へ特定個人情報を提供できる場合が定められています。法別表第2には第1欄で情報の紹介者、これは情報を受け取る側、それから第2欄で利用する事務の内容、第3欄で情報提供者、これは情報を渡す側、第4欄で提供する特定個人情報がそれぞれ規定をされております。第2項では、この提供に相当する府内連携、同一機関内での連携でございますが、府内連携を行うことを規定しております。町長または教育長が情報紹介者兼情報提供者である場合には、同一機関内で特定個人の個人情報の授受を行うことができるよう、別表第2の内容を包括的に規定するものでございます。第2項ただし書きでは、特定情報ネットワークシステムを使用して他の個人番号を利用実務者から特定個人情報の提供を受けることができる場合は、情報提供ネットワークシステムから取得すべきことを規定しております。情報ネットワークシステムを使用することで情報連携の透明性が確保できるという趣旨でございます。

第5条、委任でございまして、この条例の施行に関し必要な事項は町長に委任することとしております。

附則におきまして、個人番号の利用が28年1月から開始されるということから、本条例の施行日を平成28年1月1日としたものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） これは国が決めたことですから、全く我々がとやかく言う話でないのですけれども、最近マスコミを見ますとこのマイナンバーを利用した振り込め詐欺というようなことがたびたび出てくるのですけれども、あれはどのような手法で行われているのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） 詐欺の手法までは私もよく存じてはおりませんが、いろんな関係機関ですとか、そういう人を装って番号を聞き出そうという、そういう人がもう既に出てきているということでございまして、しかばその番号を入手したからといって今現在それを使って何かできるかといいますと、手元にもまだ届いていない方もいらっしゃるというようなことで、28年の1月1日からがカードを使って、そして本来の施行日ということになりますので、現在のところ影響としては出でおらないとは思いますが、既にそういう番号を違法に取得しようとする者が出てきているというような程度の理解でございます。

○13番（三瓶一郎君） はい、了解しました。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） では、なければ（1）の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の件を終了いたします。

引き続きまして、（2）番、富岡町個人番号カードの利用に関する条例についての説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） では、私のほうからは富岡町個人番号カードの利用に関する条例、説明資料で言いますと全員協議会の資料2-1というものと2-2というもので説明をさせていただきます。こちらA4判の縦の2-1については、条例そのものが載っております。こちらの解説部分を資料2-2、A3判縦に示しておりますので、こちらのほうで説明をさせていただきたいと思います。

まず、第1条の目的でございます。いわゆる国のマイナンバー法に基づく個人番号カードについて、富岡町独自利用とし、利用者が当カードを利用して住民票等の証明書発行をコンビニのキヨスク端末で交付可能、これ我々コンビニ交付と呼んでおります。とするものと、富岡町役場での窓口申請を専用端末に入力することにより、自動で受け付け可能、こちら私ども窓受けと呼んでおります。するものでございます。

第2条、定義になります。こちら定義なのですが、一緒に仕組みについてもご説明をさせていただければと思います。1番目に、多機能端末機という言葉がございます。こちらは、コンビニに設置し

ているキオスク端末でカードを利用し、自動的に証明書を発行できるものでございます。こちら4つの箱があるのですが、1番左がコンビニに設置してある皆さんよくご存じの多機能端末機と呼ばれているものです。右側がその画面のイメージなのですが、こちらあるコンビニの画面をコピーさせてもらったのですけれども、右下に行政サービスというボタンがございます。こちらをタッチすると、もう一つ右側に住民票の写しを発行しますかとか、印鑑証明書を発行しますかというボタンが出ております。こちらで選択することによりまして、この多機能端末機のほうから証明書が発行されるというものですございます。

2番目といたしまして、窓口専用端末機でございます。こちらは、富岡町役場の窓口に設置し、カードを利用して町民が自ら操作をすることで各種証明書の申請が行えるものでございます。イメージは、黄色い網かけで囲んでありますが、カードを挿入いたしまして、タッチパネルを操作し、それをしてすることによって申請書、証明書が発行できるものでございます。イメージといたしましては、1番左側に町民という絵があるのですが、町民の方が窓口受付システム、我々窓受けと呼んでいるのですが、こちらのタッチパネルで申請することによって、その情報が住民課内のプリンターに行きます。プリンターからは、ここで証明書と申請書を発行しまして、申請書をもとに住民の方には印鑑を押していただきまして、その後料金をもらいつつ証明書を渡せるような仕組みでございます。

第3条、個人番号カードの利用です。こちらは、発行可能なサービスについて定めております。戸籍謄本、戸籍抄本、こちらは富岡町に戸籍がある場合のみでございます。そのほか住民票の写し、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書が発行できるようになります。

第4条、利用手続等です。こちらは、住民がサービスを利用するための申請及び申請後、町はカードにサービスを受けるための情報登録をすることについて定めております。

続きまして、第5条、利用中止でございます。町民がサービスを中止するための申請及び申請後、町はカードからサービスを受けるための情報を抹消すること、カード自体の効力を失った場合は中止申請届け出がなされたものとみなすことについて定めております。

第6条、関係人に対する質問等です。町は、サービス利用申請及びサービス中止申請の届け出に関し、必要な場合は関係人への質問や調査ができることについて定めております。

最後に、附則になります。施行期日につきましては、平成28年1月1日からと定めております。ただし、第3条のカードを利用しましたコンビニ交付、窓受けの運用開始日につきましては、実際の個人番号カードを利用してテストを実施し、検証済みがサービス提供の条件となります。このため、10月中旬には町職員が個人番号カードの申請を行い、全国の市区町村がカード作成の委託をしている地方公共団体情報システム機構へ依頼しておりますが、現在カードがいつ発行してもらえるかわからないことから、この第3条の施行期日につきましては、交付の日から3ヶ月を超えない範囲内におきまして、テストが完了した段階で施行期日を定める規則にて定めることとしたいと思っております。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） コンビニ設置と、あとは窓受けと2種類あるのですけれども、窓受けの場合に、さっきの説明で証明書を受け取るときに印鑑を押して、お金を払ってという説明だったのですけれども、多機能端末コンビニの場合に印鑑押さなくてもらってこれるよね。今印鑑ってシャチハタもそうなのですけれども、勝手に買うことできるので、窓受けなんかは印鑑じゃなくてサインが、サインは本人しか書けないから、印鑑持って歩かなくても安藤なら安藤と名前をフルネームで書くことによって、そっちのほうが信憑性あるのかなと思うのですが、印鑑にかわってサインなんかはどうなのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） 実はこちらの窓受け端末の申請書類につきましては、今まで手書きで書いていたものを個人番号カードを利用することによって印刷でできるものになっております。なので、実際の申請書につきましては、手書きも窓受けで印刷したものにかわれないことになります。今の申請手続の規則に関しましては、必ず印鑑を押してもらわないとならないことになっておりますので、現状ですとサインではなくて、やはり印鑑でもらいたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 多機能端末のほうは、これ印鑑を押さなくても、このまま料金を入れればもってこれると思うのですが、そこは印鑑の必要性はないのですか。

○議長（塚野芳美君） 住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） 実はコンビニである多機能端末につきましては、個人番号カードというのがその個人を証明するカードになっておりますので、印鑑はなく発行できることとしております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかござりますか。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 济みません。ちょっと1つ確認なのですが、戸籍謄本・戸籍抄本（富岡町に戸籍がある場合のみ）ということなのですが、当然富岡に住民票がなくても富岡に戸籍がある人は端末でとれるということになっていくのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） 実はまず大前提といたしまして、富岡町で発行した個人番号カードを利用して戸籍をとる場合には、あくまでも富岡町に戸籍がある者という限定はされているのですが、例えば富岡町に住民票があって大熊町で戸籍がある方につきましては、大熊町のほうで戸籍に関するコ

ンビニ交付を実現した上では発行できるような形になります。逆に大熊町のほうに住民票があつて富岡町に戸籍がある方についても、大熊町のほうでコンビニ交付というシステムを実現しているのであれば発行できるような形になります。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） そうしますと、震災のときに富岡町民だった人で、何らかの理由で県外とかに住所を動かしてしまっている方々もいらっしゃるわけですけれども、そういう方々はその住所を動かした先の行政がこのコンビニ交付を始めないとコンビニ交付はやっぱりできなくて、また富岡に来てもらうか、富岡の親戚とか誰かに委任でとってもらわないととれないということになるという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） ご質問のとおり、残念ながらコンビニ交付を実現しない自治体のほうに移動した方につきましては、やはり発行は今のところ現状はできないことになっております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、じゃこの件、富岡町個人番号カードの利用に関する条例の件について終わります。

次に、2のその他に入ります。（1）、富岡町災害公営住宅整備事業（第1期分）についての説明を求めるますが、暫時休議いたします。

休 議 （午後 1時31分）

再 開 （午後 1時32分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

それでは、企画課長、説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） お疲れさまでございます。現在町内の災害公営住宅50戸、曲田区画整理事業地内で整備を進めている事業を着手したところでございますので、その状況の進捗の報告と、それから今後の予定についてお話をしたいというふうに思います。

町内の災害公営住宅50戸につきましては、工期の短縮、それから事業者のノウハウ等々を活用する、そして町職員の事務量を軽減するという観点から、買い取り方式による事業整備を考えておりました。その中で、事業者、設計、施工というものを進めていただく事業者について指名プロポーザルという形で先日事業者指名いたしまして、事業者から提案がございました。提案を選考委員会で審査いたし

まして、優先事業者と優先候補者という形で事業者の選定をいたしましたので、そのことについて説明を申し上げたいと思います。

詳細につきましては、担当のまちづくり係長、佐々木が申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 係長。

○まちづくり係長（佐々木邦浩君） それでは、着座のまま説明させていただきたいと思います。

それでは、災害公営住宅整備事業（第1期分）の進捗状況につきまして、ご説明申し上げます。本年8月に実施いたしました住民意向調査、こちらの結果を踏まえまして、町内住居環境の整備、確保を図るため、平成29年4月の入居開始を目指し、第2次復興計画で復興拠点として位置づけました曲田土地区画整理事業地内に50戸を先行整備しようとするものでございます。9月に策定いたしましたアクションプランに基づきまして、富岡川沿いのまとまりのある街区を整備予定地としまして、地権者への説明、理解が得られたことから、約1万3,000平米の敷地面積に住民意向調査の結果を踏まえまして、木造2階建て3LDKを10戸、木造平家建て2LDKを40戸、集会所1棟の整備を行うものでございます。

それでは、お手元の資料をごらんいただきたいと思います。まず、事業者の選定方法でございます。発注方法につきましては、建築資材、それから職人の不足、労務費の高騰など諸問題への対応や平成29年4月の入居開始などを考慮しまして、福島県、それから他市町村での先行事例の中で最も工期短縮が図られ、また発注者としての事務量軽減が図られる設計、施工、一括発注による買い取り方式として、発注するものでございます。買い取り方式は、完成した建物を災害公営住宅として町が購入するものでございます。事業者の選定につきましては、提案プロポーザル方式、こちらにより、町の考え方方に合致した企画を提案した事業者を優先候補者として選定し、町と協議しながら実施設計を行い、設計及び価格内容につきまして確認を行った後に、議会の議決をもって最終的な施工業者として決定するものでございます。提案プロポーザルに係ります事業者につきましては、災害公営住宅の建築の実績、それから設計や宅建等の資格、短期間での確実な設計、施工、それから町の考え方に対応できると。それから、町の入札参加資格があるハウスメーカー3社、大和ハウス工業、東北ミサワホーム、積水ハウス、3社を指名させていただきまして、企画、提案を行っていただきました。審査項目といたしましては、金額や工期はもとより、全体的な町並み、高齢者、それからコミュニティ形成への配慮、維持管理体制など27項目で審査いたしまして、審査員につきましては建築の専門家であります日大の准教授2名と関係各課の長で構成する10名の審査員とし、それぞれの分野の視点から評価いただいたものでございます。審査評価結果につきましては、設計、施工、対応能力など総合的に評価し、その中でも断熱性、防犯性、バリアフリーなど入居者に配慮した企画提案内容と、リスク管理、地域への貢献などの評価が最も高かった大和ハウス工業を優先候補者として選定いたしました。

今後のスケジュールでございますが、優先候補者と設計に入るための基本協定の締結に向けた事前

協議を進め、今月末に基本協定の締結を行った後、詳細設計を開始する予定でございます。その後、議員の皆様や審査にかかわっていただいた日大の准教授などの専門家の意見を反映しながら、約2カ月間の設計を行い、設計及び金額の確認を行い、来年3月の定例議会におきまして財産の取得に関する議案を提出する予定でございます。議会の議決後、売買契約を締結し、着工を4月、完成引き渡しを29年3月として、4月の入居開始ができるよう事務を進めてまいるところでございます。

災害公営住宅につきましては、説明は以上です。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 審査評価結果というところの地域への貢献などの評価、この地域への貢献というのを具体的にどういうことに貢献してくれるのか、お話しください。

○議長（塙野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 提案の中では、県産材の使用であるとか、それから舗装材を福島県内から調達するといったところでございまして、例えば町内事業者の方々にというようなお話を提案の中ではございませんでした。ただし、今後実際の施工の中では、そのような方向で業者の方々と協議をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） このプロポーザル3社なのですが、通常ですと一般町民というか、一般国民の感覚からすると、軽量鉄骨系のプレハブリケーションの住宅を数多く専門としているというイメージがあるのですが、今回木造ということで、木造のプレハブリケーション化された建物の供給なのか在来工法での供給なのか、それはどういうような提案だったのでしょうか。

○議長（塙野芳美君） 係長。

○まちづくり係長（佐々木邦浩君） お答えいたします。

今回プロポーザルを提案していくための提案要領というものを富岡町のほうで作成いたしました。この要領に従いまして3社ともプレゼンテーションをしていただいております。その中の条件として、木造ということをうたわせていただいております。なので、木造がつくれるという会社3社に提案させていただきました。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 木造がつくれる、つくれないということではなくて、この3社は通常軽量鉄骨を主体としたメーカーさんであるというふうな認識が強いのですが、今回出てきた提案の中の木造

は在来工法なのか、木質系のプレハブリケーション化されたものでのつくることということでできたのかという質問です。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 提案につきましては、3社とも木質系のプレハブ系住宅ということで提案をいただいております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○4番（遠藤一善君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なれば、富岡町災害公営住宅整備事業についての件を終わります。

次に、（2）、富岡町立仮設診療所整備計画についてに入りますが、暫時休議いたします。

休 議 (午後 1時42分)

再 開 (午後 1時43分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

それでは、説明を求めます。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 本日は、富岡町内に整備いたします町立の診療所整備事業の計画及び進捗状況について、また先日行いましたプロポーザルの審査による業者が決定いたしましたので、報告させていただきたいと思います。

ご存じのとおり、この事業は富岡町復興促進のために先行整備が必要であることから、福島県警戒区域等医療施設再開支援事業の補助金を受けて整備するものでございます。

説明につきましては、課長補佐兼福祉係長よりご説明申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長補佐。

○健康福祉課長補佐（佐藤邦春君） それでは、その他の2といたしまして、富岡町立仮設診療所整備計画についてご説明申し上げます。

それでは、資料をごらんください。事業の目的、計画等でございますが、町内の事業再開者、一時帰宅者（帰還者見込む）、廃炉等作業員等の増による急患診療と、本町復興及び今後の帰還促進を図るため、町民ニーズの最も高い医療提供体制を確保するということを目的としております。整備場所は、復興拠点整備事業地内ということで、曲田地区となっております。整備予定地の住所ですが、富岡町小浜字中央374-1、374-2、374-3、合計2,167.29平方メートルとなっております。診療所の管理者は、今村諭医師。施設の規模は、無床型の町立仮設診療所。計画建物は、軽量鉄骨プレース

構造ということで、建築面積505平方メートル、延べ床面積495平方メートル、設計・施工総額が1億9,000万円、これは税別となっております。医療の機能といたしまして、診察室2室、処置室、血液検査室、超音波検査室、CT室、X線検査室、待合室、事務室、更衣室、スタッフ室、会議室、救急処置室、点滴室等を予定しております。医療体制としまして、診療科目で内科診療を先行で整備していきます。その中で、医師1名、看護師3名、レントゲン技師1名、薬剤師1名、事務員1名、医事会計員1名、用務員1名というようなことで考えております。財源といたしまして、福島県地域医療復興事業補助金（警戒区域等医療施設再開支援事業）を活用。建物、備品購入は5分の4、運営人件費等は、基準額内ですが、10分の10ということです。あと、福島再生加速化交付金を使いまして、用地購入費として5分の4、震災復興特別交付税として用地購入の5分の1を考えております。開所時期でございますが、平成28年の秋を予定しております、当初は木、金、土の週3日の診療、29年4月からは週5日の診療を予定しております。

それで、最後のほう、四角のところを見ていただきたいのですが、現在の進捗状況でございますが診療所建設用地について不動産鑑定に基づいて3名の地権者から承諾をいただきまして、所有権の移転の登記、支払いのほうを終了しております。11月25日にプロポーザル提案書3者の審査委員会からの業者決定ということで、こちらは大和リース株式会社となっております。

真ん中の表、そのうちの今後の状況でございますが、契約・基本実施設計を今年度12月から3月の間に実施してまいりまして、それで建築・外構工事は28年度の4月からとなっております。

続きまして、2ページ目をごらんください。こちらが建物イメージ図、あと配置図となっております。

続きまして、3ページ目が平面図等となっております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） 1点だけお伺いしますが、2ページ目のイメージ図、配置図が掲示されていますが、このイメージ図のとおりのこういう形で、こういう色彩でという提案はなされたのか、それとも全然別個でまたこれからこんなようなイメージでこの作成、大和リースさんですか、のほうで作成するのかどうか。もう基本的に決まっているこの図面なのかどうなのか、その辺。

○議長（塙野芳美君） 健康福祉課長。

○参考兼健康福祉課長（猪狩 隆君） イメージ図につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、プロポーザル審査結果によりましてこの業者を決定したところでございますが、あくまでもイメージ図でございます。ですから、例えば具体的に外構の色であるとか、そういったものにつきましては今後また変更の余地があると考えております。基本的には、このパターンで決定させていただいたとい

うことでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（塚野芳美君） 10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） このイメージ図を基本にということで、大体のパターンは理解できるのですが、非常にこの見た目でイメージがちょっと暗いのではないかなど、色彩が暗いのではないかという感じを受けるのです。やはりこの町を明るくするのには、もうちょっとイメージ的に明るいほうがいいのかなということで、参考的にその辺も町のほうでいろいろ意見を出してその辺調整できるのかどうか、伺っておきます。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 先ほど申し上げましたとおり、外構的には業者の方からその住宅の木のぬぐもりとか、そういったイメージを図であらわしていますので、あくまでもイメージでございますので、今後変更はできると思います。

○10番（黒沢英男君） 終わります。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 医療機能の中でホールボディーカウンターというのが見当たらないのですが必要ないという判断だったのでしょうか。済みません、所管課なのに申しわけないのですが。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 当地方は、原子力発電所の事故という特殊な事情がございます。その中で、ホールボディーカウンターというのは、当然町民の健康を守る上で必要だというふうに捉えております。ただ、今町のほうで考えているのは、常設で、なおかつ富岡町で単独で購入するよりも、今県が持っている移動式のホールボディーカウンターというのが6台ほどありますので、そちらのほうを有効活用したいということで県のほうにも要望しておりますし、町のほうでもそういう方向でいきたいというふうに考えたところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） そうすると、先ほど平面構成はある程度このようなということになってきましたが、そういうことが具体的に決まってきて、この平面とか内部のものも変わってくると。

それから、もう一点、これを使ってくれる今村先生のほうとこのいろんな配置とか、そういうものに関しては十分詰めて向こうの要望、後で使いにくくて文句が出るような状態はないのかどうかだけちょっと再確認。

○議長（塚野芳美君） 課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） こちらのいわゆる平面図の中の動線等におきましても、これまで担当管理者になる予定の今村先生とも協議をさせていただいておりますので、その中で表現をさ

せていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 富岡町立診療所ということなのですけれども、土地も建物も、これあとはその備品関係も町のもので、管理者の今村先生は雇われお医者さんになるのか、それとも独立採算性のお医者さんなのか、その辺ちょっとわかりづらいので、説明してもらっていいですか。

○議長（塚野芳美君） 課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） こちらのほう、まさしく町立診療所ということで、建物等につきましてはもちろん県の補助を受けながら買い取りというような形になります。

今村先生については、基本的には勤務をしていただくというふうな、嘱託というふうな考え方になろうかと思いますが、今後継続する上で当然採算性ということも検討していかなくてはいけないというふうに考えております。基本的には、嘱託で町のほうからお願いをするというような形で考えております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 嘱託ということは、例えば月給とか日給とか、それ幾らで先生をお願いしますという形なのですか。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） まさしくそのような形に現在は予定しております、県の補助金、運営費の中で医師等の1日当たりの補助金というのがありますので、そういうものを活用しながら対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

9番、高野泰君。

○9番（高野 泰君） 診療所のこの診療科目、歯科は検討しなかったのか、この辺はどうですか。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 今回富岡町の町民の帰還促進というふうな形から、まずは内科が必要であろうということで、内科を先行して整備でございます。図面にもありますように、診察室としては内科だけじゃなくて、例えば外科とか、そういうものも対応できるような形は考えておりますが、歯科についてはこちらの先行整備の中では徐々に検討をしていくということで考えており

ましたので、歯科についてはとりあえず今回は検討の中には入っておりません。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 9番、高野泰君。

○9番（高野 泰君） 将来的になるということですが、将来とはどのくらいかなと、その辺の考え方というか、町民が帰還すればやはりそういうものも必要ではないのかなというふうに思うので、やはりその辺もどの程度なのかなというか、聞きたい。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参考兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 将来的には、医療設備というものは、いろんな診療科目がございますので、必要だと思います。ただ、町のほうでは、今一番大切なのは、まず診療所をつくって1次医療を集落で対応する。それから、一番問題なのが、やはりこれから夜間であるとか休日であるとか、24時間体制というのを、いわゆる2次医療の診療を兼ねた医療施設がこれから大きな課題になってくるのだろうというふうに考えておりまして、その辺のところは今後県とも十分協議してまいりたいというふうに考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） 1つだけ教えてください。いいですか。

これから医療体制も今お話し頂いたのですが、この施設の中にやっぱり駐車場等ももつてあるのですが、もし急遽、急場、ある程度重い状態があった場合、ドクターへりというのも考えられると思うのですが、駐車場内にある程度緊急に落とせるような状況とか、そういうのも考えないですか。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参考兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 当然今後帰還をするという形になりますと、そういう急病また急患というのは出てくるのだろうというふうに考えております。私ども考えているのは、まず救急車等による移動というようなことも必要だと思いますし、それから今お話し頂いたドクターへり的なものにつきましては、ちょっとこの施設内では無理なものですから、また別な場所で検討できるような形を持っていきたいなというふうに考えております。

○議長（塚野芳美君） ちょっと待ってください。

暫時休議します。

休 議 (午後 1時58分)

再 開 (午後 1時59分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 救急ヘリ、ドクターへリを準備するときには、やはり町で持っている施設であるとかの町有地が基本になりますので、今までも総合グラウンドとか、そういったところが救急ヘリの発着場というふうな形で指定してあるかと思いますので、そういった場所まで移動するというような形になると思いますが、そういったところでちょっとほかの場所は使えるかどうか、その点のところはまだ確認をしておりませんが、そういうふうな形になると思います。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） よろしいですか。

○6番（宇佐神幸一君） はい。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 何点か。

まず、土地が5分の4の5分の1で100%持ち出しないのだけれども、建物及び備品5分の4になっているのだけれども、5分の1、大体概算で持ち出し幾らになっているのか。

あと、外構工事はどれに入ってくるのだからまるっきりわからないのだけれども、建物の中に入ってくるのか。

あと、運営人件費、これ文言見ると基準額内で10分の10なのだけれども、仮にこれ1,000万円で基準額上限と決めていればいいのだけれども、この中で終われば、飛び出す可能性があるのか。飛び出した分はまるっきり持ち出しだし。そこら辺の概算出しているのであれば、これもあわせて教えて。

○議長（塙野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 実は運営費の概算等につきましては、今職員の配置とかそういった、あといろんな算定を現在しているところで、基本的な概算は出ておりませんが、今お話をありました中の県補助金につきまして、例えば単純計算いたしますと建設費、外構を含む建設費でございます。こちらのほうは……失礼しました。建設費については、5分の4というような形になります。これ外構は別でございます。5分の4について単純に計算をいたしますと、県の補助が1億9,000万円の建設費に対して1億5,200万円、それから町の持ち出しが3,800万円というような形になります。それから、運営費につきましては、実は医師報酬等が100%を基準というような形に書いてありましたが、その基準額が決まっておりまして、現在医師報酬につきましては県の補助金額が4万1,000円程度でございます。今福島県内、それから双葉郡内、いわきも含めてでございますが、医師報酬というのは非常に高価になっておりまして、この基準額では到底対応できる金額ではございません。そのような中で、町といたしましては、現在福島県のほうに例えば今後町村でこういった町立診療所をつくる場合に、建設費及び運営費につきましては、運営費につきましてはまず補助基準額の上乗せ、それから建設費等につきましては5分の4というようなことではなくて、10分の10の補助をいただきた

いということで、ことし要望をしてまいりました。まだ、県のほうは回答は出ておりませんが、前向きに検討をするという回答だけは現在はいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 外構の部分は。外構と建築を。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 失礼しました。外構につきましては、建築費とは別になります、外構につきましては現在この補助事業じゃなくて、別な事業で対応できないかということで今検討をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） だから、今質問したように運営人件費、基準額が幾らに設定してあるのか、上限。そして、積算した状態で実際何ぼかかるのだと。その上限額が1,000万円だったら1,000万円で済めば構わないのだけれども、飛び出す可能性あるのなら1,200万円だか300万円になるのか、予想。だから、細かくちょっと教えてもらうと助かるのだ。一番知りたいのは、最終的に町持ち出しがこれができる運営するのにどういうふうになるのか。数字わかれればいいのだ。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 先ほどもちょっと申し上げましたが、この診療所の運営費等につきましては、人件費の問題、いろいろな問題ございまして現在検討中でございまして、はっきりと金額を申し上げることはできません。ただ、こちらのほうは、当初予算の中でご説明を申し上げるように努力したいと思います。ちなみに、現在町の大玉診療所がございますが、こちらのほうが年間約2,000万円ほどの持ち出しというふうな形にはなっておりますので、やっぱり町の持ち出しというのは当然出てくるのかなというふうには考えておるところでございます。ただ、そういった持ち出しができるだけ少なくなるように今検討、協議中でございますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） これらについては、まるっきり国、県の支援事業というようなことではなくて、町が帰還していくのに何でかんで必要な施設ということで、多少の町の持ち出しというのはやむを得ない状況になるのだと思います。それらを皆さんにもご理解をいただきなければならない部分なのですが、町としても極力これらについて支出を抑えて、それから質の向上というものがどこまで図れるのか、この辺も検討をして、当初予算ではきっちとした数字をお示ししたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 町長言うのはわかるのだ。かかるものはかかるので、町民戻すがための受け皿整備なのだから、それは十二分にわかっているの。ただ、こうやって出てくるのであれば、あれと

思うようなところは事前に説明してもらいたいの。後から質問したとき、決まっていないとか何かというのも格好悪いから、事前にちゃんとわかるような文面で言ってもらえば構わないわけ。かかるものはかかるって構わないのだ。だめだと言っているわけでないのだから。ちょっとこれ見ても、今質問をしたのが空欄と一緒にだから。今後は、こういうことのないような説明してもらえると助かるのだ。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参考兼健康福祉課長（猪狩 隆君） そういったところで、確かに全て数字的なものも出せれば本日一番よかったのでしょうかけれども、本日は町立診療所の計画と進捗状況ということでのご説明でございましたので、大変恐縮でございますが、その辺のところ出せなくて大変申しわけありませんでした。

○議長（塚野芳美君） 暫時休議します。

休 議 (午後 2時07分)

再 開 (午後 2時08分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

健康福祉課長、ありますか。よろしいですか。

○参考兼健康福祉課長（猪狩 隆君） はい。

○議長（塚野芳美君） では、そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、富岡町立仮設診療所整備計画についての件を終わります。

次に、（3）、その他ですけれども、執行部のほうその他ございますか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 各議員のほうからその他ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） では、なしということですので、以上をもちまして、富岡町議会全員協議会を終了いたします。お疲れさまでした。

閉 会 (午後 2時09分)